

II. 障害者を取りまく状況

1. 国における障害者施策の動向

(1) 完全参加と平等の推進

国は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、ノーマライゼーション社会構築への視点から障害者施策充実にむけた取り組みを始めました。国際障害者年以降も、「アジア太平洋障害者の十年」（平成 4 年から開始、平成 14 年から 10 年延長）や「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（障害者権利条約）」制定の決議（平成 13 年、第 56 回国連総会にて決議案採択）、日本の障害者権利条約への署名（平成 19 年）など、「完全参加と平等」の実現にむけた取り組みが行われています。

(2) 法改正及び計画策定の動向

昭和 45 年制定の「心身障害者対策基本法」が大幅に改正され、平成 5 年には、共生社会の実現を掲げた「障害者基本法」が制定されました。この法律により、昭和 57 年に「障害者対策に関する長期計画」が、平成 4 年に「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5 年度～同 14 年度）（障害者基本法に基づく「障害者基本計画」）が策定され、障害者対策の総合的、効果的推進が図られることとなりました。

また、平成 7 年には、重点施策実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 か年戦略」（平成 8 年度～同 14 年度）が策定されました。「障害者プラン」は、「障害者基本計画」を具体化させるための内容を定めたもので、平成 14 年度末でその役割を終えています。

平成 14 年 12 月にはこれらの計画のノーマライゼーションやリハビリテーションといった理念を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を掲げた新しい「障害者基本計画」（平成 15 年度～同 24 年度）、「重点施策実施 5 か年計画（新障害者プラン）」（平成 15 年度～同 19 年度・平成 20 年度～同 24 年度）が決定され、重点施策と達成目標が数値目標として明記されました。

(3)障害者福祉施策にかかる国の動向

障害者施策とは、昭和45年に定められた「障害者基本法」に則って国及び地方公共団体等がその責務によって行なう、障害者の自立及び社会参加の支援等に係る総合的及び計画的な一連の施策を示します。

平成15年には、措置から契約に福祉サービス利用のしくみの変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。

平成16年の「障害者基本法」の改正では、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成19年4月から施行）。

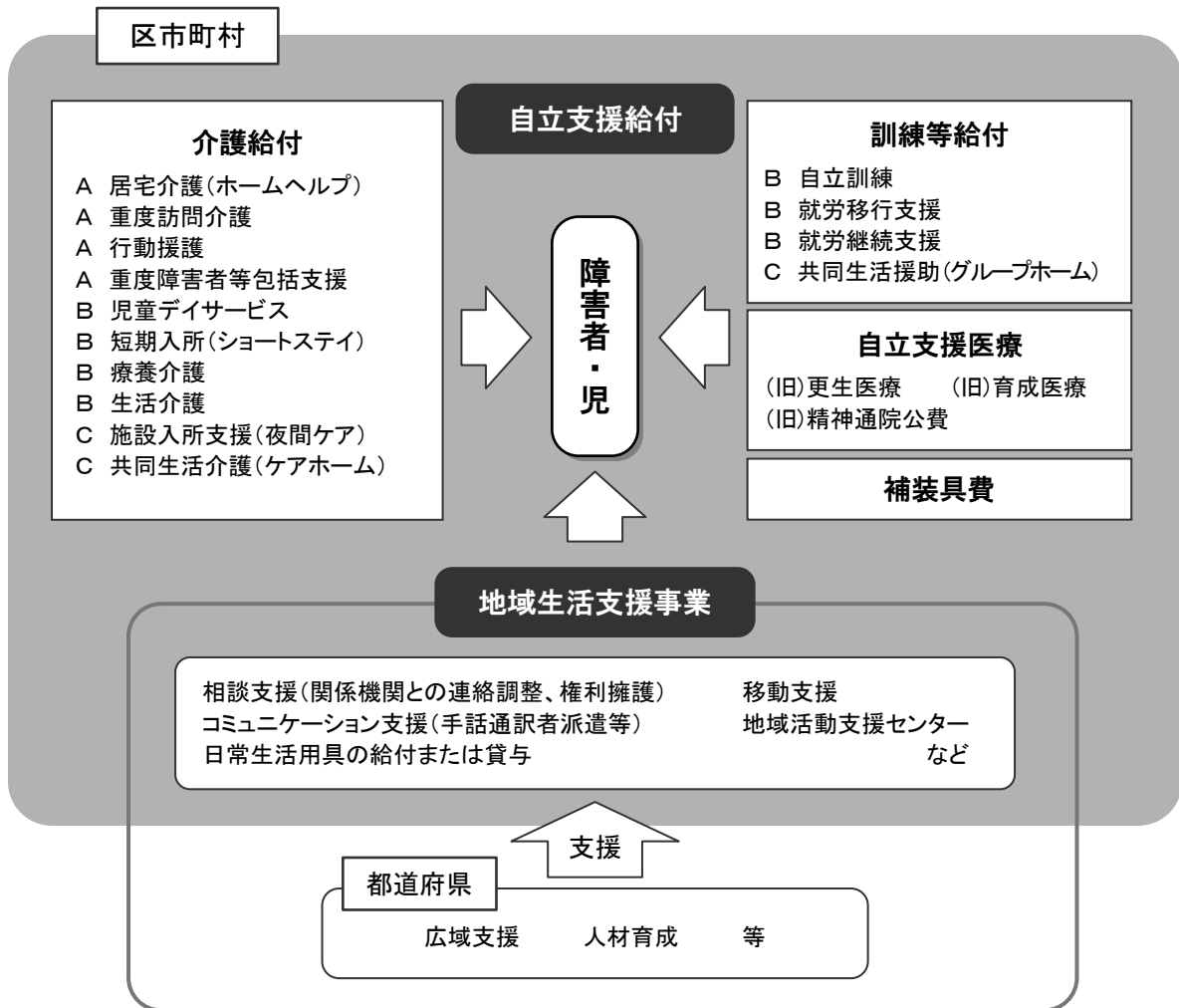
また、平成16年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

そして、平成18年4月から身体・知的・精神の3障害に関するサービスの一元化、施設体系の再編、自己負担の導入を図るとともに、総合的かつ計画的なサービス提供体制を確保することを区市町村の責務とした「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者施策の動向〔平成15年以降〕

年次	障害者施策の動向〔平成15年以降〕
平成15年	支援費制度開始
平成16年	障害者基本法の一部改正・施行 「今後の障害保健福祉施策について」(改革のグランドデザイン(全体構想)案)発表 発達障害者支援法の制定（平成17年4月施行）
平成17年	障害者雇用促進法の一部改正（平成18年4月施行(一部平成17年10月施行) －精神障害者に対する雇用対策の強化等 障害者自立支援法の制定（平成18年4月施行(一部10月施行)）
平成18年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の制定 (平成18年12月施行) 学校教育法の一部改正（平成19年4月施行） 教育基本法の一部改正・施行
平成20年	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱の策定 障害者雇用促進法の一部改正（平成21年4月施行） －中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度見直し等

障害者自立支援法に基づくサービスの全体像



※Aは訪問系サービス、Bは通所・日中活動系サービス、Cは居住系サービス
 ※地域生活支援事業の内容や利用手続きの方法は、区市町村によって異なる

あわせて、平成18年4月から精神障害者に対する雇用対策の強化等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が施行されました。

また、教育の分野でも、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が図られるなど、新たな教育体制及びシステムの構築をめざし、学校教育法等の関係法令が改正されました。

一方、建築物や交通のバリアフリー化については、平成18年12月に「ハートビル法」（平成6年制定）と「交通バリアフリー法」（平成12年制定）を統合し、障害者や高齢者が移動しやすいまちづくりを一体的にすすめる「バリアフリー新法」が施行されています。

2. 東京都における障害者施策の動向

東京都では、平成4年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進プラン」を策定し、平成10年に同計画を改定しています。

また、平成12年12月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成14年2月には「TOKYO福祉改革STEP2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取り組みが図られました。

さらに、平成15年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」（平成15年度～同17年度）、平成16年には、障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年度～同25年度）が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン（万人むけ設計）の考え方を基本とし、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化を図る「東京都福祉のまちづくり条例」が平成12年に改正されました。平成16年には、身体障害者・高齢者が利用しやすい建築物の整備を目的とした国の「ハートビル法」の改正を受け、「東京都ハートビル条例」が施行されています。

3. 障害者権利条約の締結にむけた制度改革の動向

障害のある人をとりまく国際的な動向として、「障害者権利条約」が平成18年の国連総会において採択、平成20年5月に発効されました。

こうした動向を踏まえ、平成21年12月に内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、障害者権利条約の締結（批准）に必要な法整備をはじめとする障害者制度改革にむけた検討が行われています。

平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」として、制度改革推進のための基本的方向・今後のすすめ方が閣議決定されました。これに基づき、今後順次、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の禁止に

関する法律の制定、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定がすすめられることとなります。

制度改革の基本的な考え方

あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。

また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。



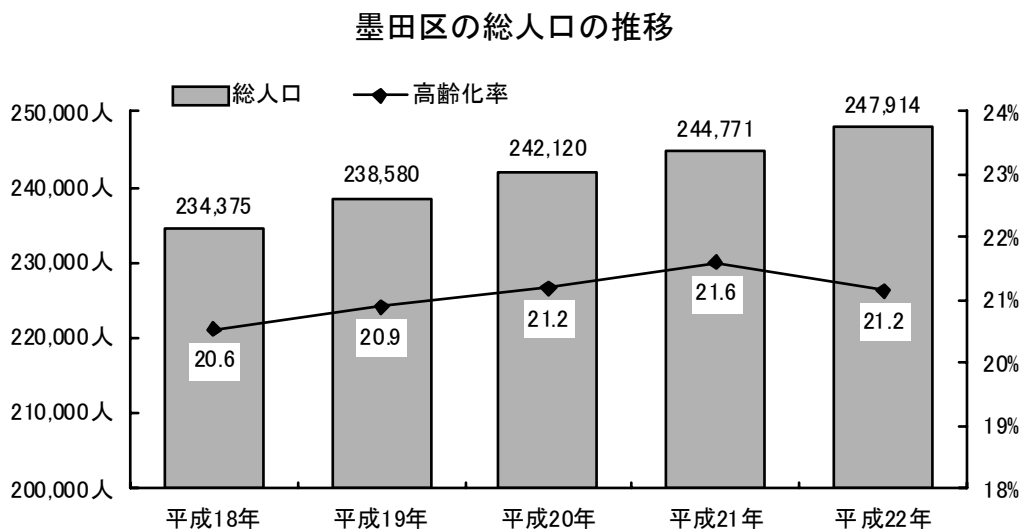
4. 墨田区の人口と障害者数の推移

(1) 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や再開発によるマンション建設等を背景に、近年、転入が転出を上回り、平成18年の234,375人から、平成22年には247,914人へと増加しています。さらに、平成22年7月には25万人を超えました。

しかしながら、わが国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は平成21年全国平均の1.37を大きく下回っており、平成19年に6年ぶりに1.1台に回復したものの横ばい状態となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成22年1月1日現在21.2（21.16）%と、全国平均の高齢化率22.7%より低く、平成21年から比べると0.4ポイント下降していますが、東京都の高齢化率20.31%と比較すると0.85ポイント高く、高齢化はすすんでいると考えられます。



※各年1月1日現在

※資料：住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

総務省統計局「人口推計」平成22年10月1日

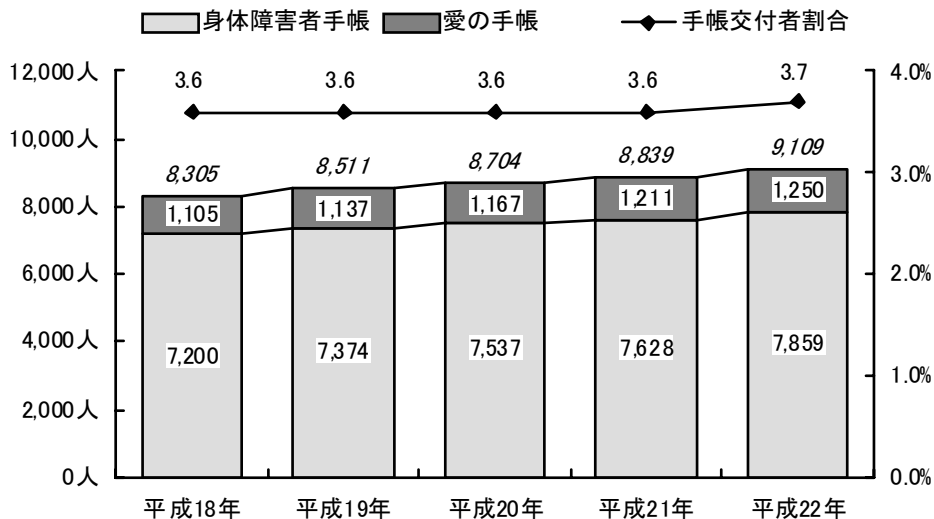
東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成22年1月

(2)障害のある人の推移

平成22年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者7,859人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者1,250人となっており、「第3期墨田区障害者行動計画」が策定された平成13年から漸増の傾向にあります。

また、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療申請者の人数でとらえると、平成22年3月31日現在3,715人であり、平成19年3月31日時点の申請者数980人を大きく上回っています。

障害者手帳交付者数の推移



※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

資料：墨田区の福祉・保健

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の申請者数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
手帳申請	481人	419人	559人	532人	680人
自立支援医療申請	1,532人	561人	2,529人	2,745人	3,035人
合計	2,013人	980人	3,088人	3,277人	3,715人

※各年3月31日現在

※平成17年度までは通院医療公費負担制度であったが、平成18年度からは自立支援医療となった

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担申請件数は、同時申請件数も含む

※資料：墨田区の福祉・保健

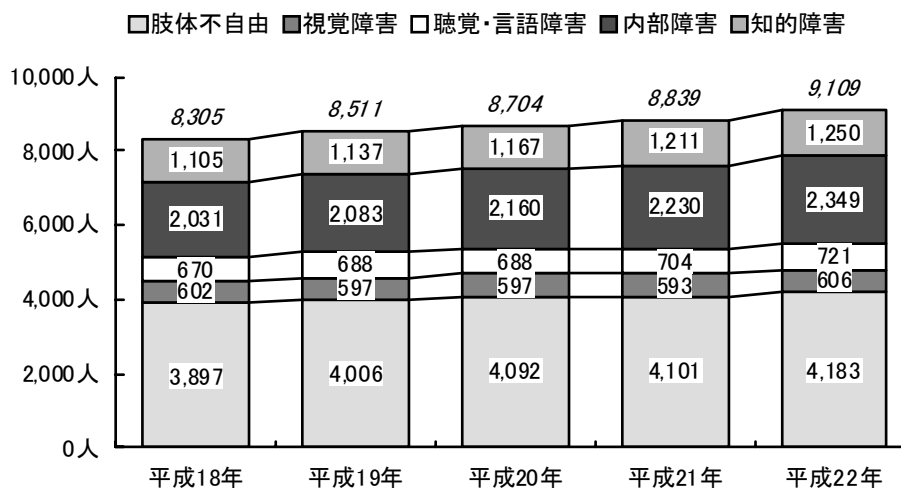
(3) 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳交付者の障害の種別は、平成 22 年現在、「肢体不自由」4,183 人、「視覚障害」606 人、「聴覚・言語障害」721 人、「内部障害」2,349 人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。

身体障害者手帳交付者の半数以上は 1～2 級の重度の障害者であり、また、年々 65 歳以上の高齢者の割合が高くなる傾向にあります。

愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者は、平成 22 年現在、1,250 人であり、特に軽度（4 度）の人の増加率が高く、また、身体障害のある人と同様に、年々高齢者の割合が高くなってきています。

障害の種別の推移

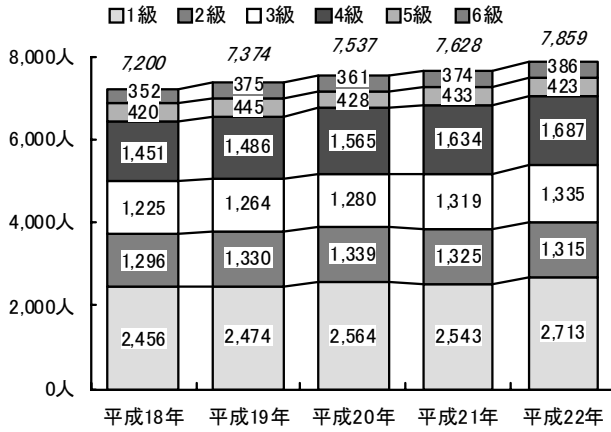


※各年 3 月 31 日現在

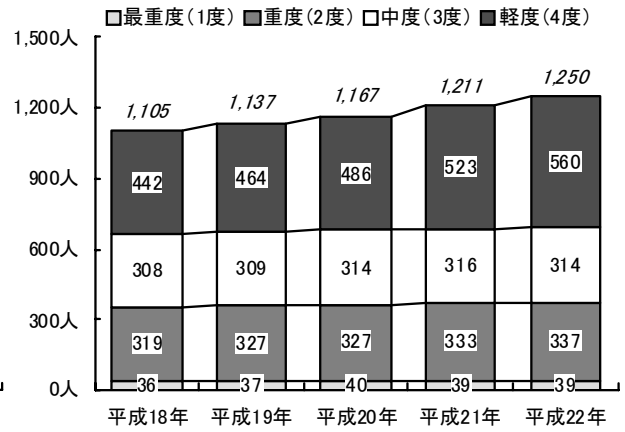
※資料：福祉保健部障害者福祉課

障害の程度の推移

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害の手帳)交付者

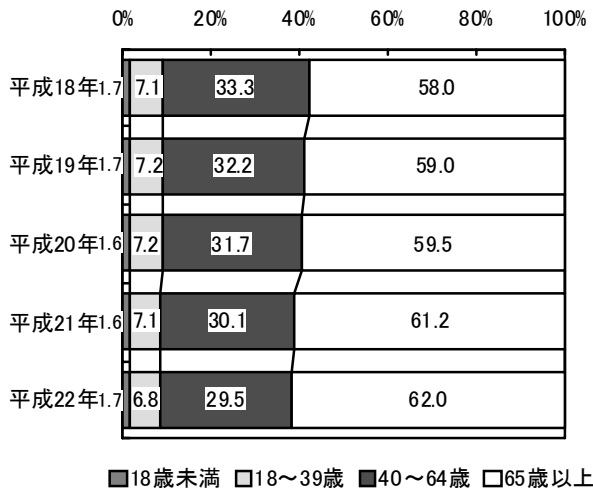


※各年3月31日現在

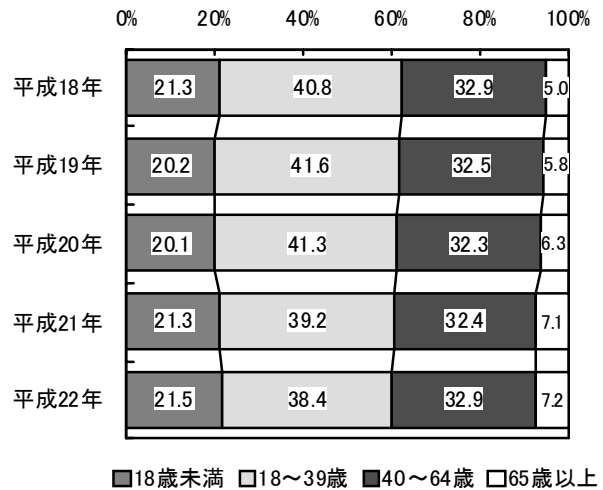
※資料：墨田区の福祉・保健

年齢構成の推移

身体障害者手帳交付者



愛の手帳(知的障害の手帳)交付者



※各年3月31日現在

※資料：福祉保健部障害者福祉課

5. 墨田区におけるサービス利用状況

－障害者自立支援法を中心に－

(1) 自立支援給付

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに提供されていた福祉サービスが一元化され、施設・事業は自立生活支援に重点を置いた体系に再編されました。これにより支援費制度では対象外となっていた精神障害のある人のサービス利用が増加しています。

また、新体系への移行が平成23年度までとされている中、旧法施設や法外施設の移行に伴い、平成21年・平成22年にサービス利用者数が大きく変動しています。

障害福祉サービス(自立支援給付)利用者数

<身体障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	102	99	94	97
通所・日中活動系サービス	生活介護	1	3	27	26
	自立訓練(機能訓練)	0	1	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	1	1
	就労移行支援(養成含む)	3	1	2	5
	就労継続支援B型	0	2	15	11
	療養介護	8	8	8	7
	身体障害者通所更生施設*	0	0	1	1
	身体障害者通所授産施設*	3	2	4	5
	小計	15	17	58	56
入所・居住系サービス	施設入所支援	3	7	12	26
	身体障害者入所更生施設*	5	5	5	4
	身体障害者療護施設*	12	11	9	1
	身体障害者入所授産施設*	18	14	12	5
	短期入所	3	6	7	8
		小計	41	43	45
	合計	158	159	197	197

<知的障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	19	19	15	23
通所・日中活動系サービス	生活介護	3	19	103	163
	就労移行支援(養成含む)	1	5	6	11
	就労継続支援A型	0	0	1	1
	就労継続支援B型	1	4	99	115
	知的障害者通所更生施設*	56	50	2	2
	知的障害者通所授産施設*	159	160	59	59
		小計	220	238	270
入所・居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	68	68	72	93
	施設入所支援	5	18	40	103
	知的障害者入所更生施設*	158	143	122	60
	知的障害者入所授産施設*	7	4	3	3
	通勤寮*	2	3	4	6
	短期入所	17	26	28	23
	小計	257	262	269	288
	合計	496	519	554	662

※各年4月現在（単位：人）

※* 印は旧法施設

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用（旧相互利用）等を含む

※資料：福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

障害福祉サービス利用者数

<精神障害>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	44	51	59	70
日中活動系サービス	自立訓練(生活訓練)	15	7	5	9
	就労移行支援(養成含む)	9	6	3	6
	就労継続支援A型	0	0	1	0
	就労継続支援B型	16	26	70	96
	小計	40	39	79	111
入所・居住系サービス	共同生活援助・共同生活介護	4	13	13	20
	施設入所支援	1	0	0	0
	短期入所	0	1	1	1
	小計	5	14	14	21
合計		89	104	152	202

<障害児>

	種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	13	10	11	13
入所・日中活動系サービス	児童デイサービス	0	0	170	195
	短期入所	4	7	7	3
	小計	4	7	177	198
合計		17	17	188	211

※各年4月現在(単位:人)

※各施設の利用者数には区外施設利用者を含む

※身体障害者施設には、知的障害者の旧法身体障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※知的障害者施設には、身体障害者の旧法知的障害者施設の利用(旧相互利用)等を含む

※資料:福祉保健部障害者福祉課、福祉保健部保健衛生担当保健計画課

(2)地域生活支援事業

<相談支援事業>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所
地域自立支援協議会	0か所	1か所	1か所	1か所

<コミュニケーション支援事業>

	平成18年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
手話通訳者派遣事業 ※1	198人	409人	539人	453人
要約筆記者派遣事業 ※2		2人	9人	36人

※1:平成20年度までの実績は「延人数」

※2:平成19年4月から実施

<日常生活用具給付等事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
介護訓練支援用具	1 件	4 件	13 件	6 件
自立生活支援用具	13 件	32 件	65 件	66 件
在宅療養等支援用具	10 件	31 件	25 件	22 件
情報・意志疎通支援用具	27 件	44 件	49 件	54 件
排泄管理支援用具	25 件	336 件	376 件	323 件
住宅改修費	3 件	7 件	3 件	13 件

<移動支援事業>

	平成 18 年度	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
個別型(/月) ※3	2, 225. 5 時間	2, 608. 0 時間	2, 728. 0 時間	2, 836. 5 時間

※3：各年度 3 月実績

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
車両型(/年)	8, 033 人日	17, 344 人日	14, 771 人日	13, 582 人日

<地域活動支援センター機能強化事業>

	平成 18 年度(下半期)	平成19年度	平成20年度	平成 21 年度
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅰ型 ※4	2,016 人日	3,876 人日	5,578 人日	9,422 人日
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅱ型 ※5			2,727 人日	2,993 人日
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅲ型 ※6				13,188 人日

※4：「Ⅰ型」は友の家で実施

※5：「Ⅱ型」はワクワク工房デイサービスで平成 20 年 4 月から実施

※6：「Ⅲ型」は厚生会館等で平成 21 年 4 月から実施

(3)区内の施設整備・利用状況等

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の定員数が、平成18年から平成22年の5年間に62人から110人に増加しています。また、平成22年4月には、児童デイサービス施設と生活介護施設を備えた「すみだステップハウスおおぞら」が新たに開設されました。

なお、平成22年4月現在、グループホーム・ケアホーム及び通所施設の利用待機者はいませんが、入所施設については17名が待機している状況です。今後、特別支援学校卒業者が毎年10人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた生活の場、日中活動の場の確保が求められています。

区内の障害者関連施設の整備・利用状況

種別	施設名	開設年	定員	利用者数	
通所施設	墨田福祉作業所	昭和53年	60人	44人	
	すみだふれあいセンター福祉作業所	平成5年	60人	53人	
	隅田作業所	昭和55年	20人	23人	
	すみだ花工房	平成9年	20人	26人	
	こらーる・カフェ	平成10年	20人	8人	
	ユニーク工芸	昭和57年	20人	14人	
	ユニークジョブサポート・ビー	平成22年	14人	—	
	自立訓練(生活訓練)	ユニークがらん堂	昭和62年	14人	9人
	就労移行支援	ユニークジョブサポート	平成4年	6人	8人
	児童デイサービス	みつばち園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	—	216人
		にじの子 (すみだステップハウスおおぞら内)	平成22年	—	—
	生活介護	はばたき福祉園 (すみだ福祉保健センター内)	平成元年	48人	49人
		ひだまり (すみだステップハウスおおぞら内)	平成22年	30人	—
		肢体不自由児者通所訓練所 (亀沢のぞみの家内)	昭和53年	20人	22人
	知的障害者通所授産施設	墨田さんさんプラザ	平成16年	55人	50人

※平成22年3月31日現在（平成22年3月提供実績 国保連合会データ）

※利用者数には区外施設利用者を含まない

種別		施設名	開設年	定員	利用者数
地域活動支援センター	地域活動支援センターⅠ型	友の家	平成12年	—	109人 (登録者数)
	地域活動支援センターⅡ型	ワクワク工房デイサービス	平成16年	20人	20人
	地域活動支援センターⅢ型	すみだ厚生会館	平成元年	20人	17人
		亀沢七福福祉作業所	昭和53年	20人	17人
		向島七福福祉作業所	昭和56年	20人	15人
		つばさ作業所	平成2年	20人	22人 (登録者数)
身体障害者福祉センターB型		身体障害者福祉センター	平成元年	—	447人
短期入所		すみださんさんるーむ	平成12年	3人	7人
グループホーム・ケアホーム	共同生活援助・共同生活介護	暖	平成21年	4人	14人
		海	平成21年	6人	
		風	平成21年	7人	
		空	平成21年	4人	
		華	平成21年	2人	
		かぶと虫	平成17年	4人	4人
		きんしホーム	平成5年	3人	20人
		岡田寮	平成6年	5人	
		両国寮	平成14年	4人	
		横川寮(東墨田寮)	平成15年	7人	
		宮下荘	平成16年	4人	
		ジーエイチ誠和寮	平成16年	4人	
		トモニ福祉サービス八広第一	平成16年	7人	
		トモニ福祉サービス八広第二	平成16年	7人	7人
		トモニ福祉サービス向島	平成17年	7人	3人
		ほーむ大洋	平成21年	6人	
		ほーむアンブレラ	平成22年	14人	
		ふるさとホーム鳩のそば	平成16年	15人	10人
		ふるさとホーム曳舟	平成16年		
		ふるさとホームファミリーハウス	平成19年		

※平成22年3月31日現在(平成22年3月提供実績 国保連合会データ)

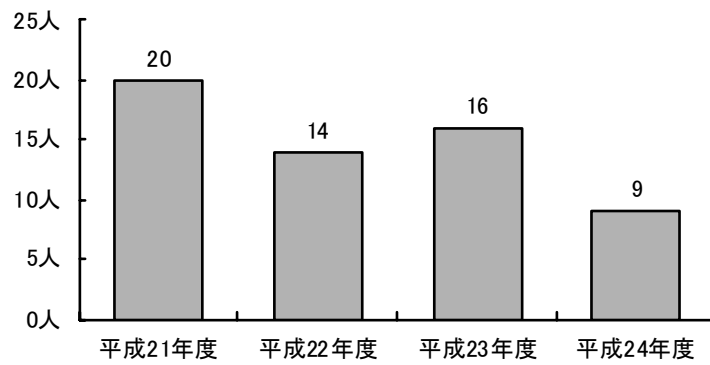
※利用者数には区外施設利用者を含まない

施設種類別待機者数

施設種類別		待機者数
入所施設	知的障害	10人
	身体障害	7人
グループホーム・ケアホーム		0人
通所施設		0人

※平成22年4月1日現在
 ※資料：福祉保健部障害者福祉課

特別支援学校(旧養護学校)等卒業予定者の推移



※墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象
 ※資料：福祉保健部障害者福祉課

6. 第3期行動計画（後期）期間中の主な取り組み

「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」期間中（平成18年度～同22年度）に新たに開始した区の事業は、以下のとおりです。

（1）充実・拡充した事業

①移動支援事業の拡充（平成22年度）

対象者の年齢制限を撤廃し、視覚障害の人、愛の手帳または療育手帳を有する人、精神保健福祉手帳を有する人または精神障害を支給事由とする年金を受けている人に加え、肢体不自由の程度が身体障害者手帳1級または2級の人も利用対象としました。また、学童クラブ等への送迎の際の利用も可能とするなど、支給要件の拡充を行いました。

②福祉作業所等自主生産品の共同販売の実施（平成22年度）

区内にある複数の作業所のネットワークである、墨田区福祉作業所等ネットワーク《Kai》（カイ）が、多くの区民が訪れる区庁舎において、可動式ワゴン「SKY WAGON」（スカイワゴン）で、自主生産品の共同販売を開始しました。

③障害児放課後支援事業の実施（平成22年度）

墨田こどもの家の法人化、事業拡大により、障害のある中学生、高校生の放課後、学校休業時の受け入れ対象者を拡大しました。

（2）新規事業

①グループホーム・ケアホーム「ほーむアンブレラ」の整備支援（平成20・21年度）

平成22年3月に社会福祉法人墨田さんさん会が開設した、主たる利用者を知的障害者とするグループホーム・ケアホーム「ほーむアンブレラ」の整備支援を実施しました。

②「すみだステップハウスおおぞら」の開設（平成 22 年度）

平成 22 年 4 月に、旧文花小学校を改修した児童デイサービス施設「にじの子」、及び生活介護施設「ひだまり」を備えた「すみだステップハウスおおぞら」を開設しました。

③グループホーム・ケアホーム地域移行体制強化支援(平成 22 年度)

区内のグループホーム・ケアホームに入居する障害程度区分 4 から 6 の身体・知的障害者に対し、事業者が区が定める基準を満たす人員を配置した場合に、体制強化支援費を事業者に支給する制度を開始しました。

④障害者就労支援総合施設の整備(平成 21・22・23 年度)

旧本所授産場跡地に、就労中・未就労の障害者に対し専門的かつ多様な訓練と、就労生活全般への支援を総合的に提供する障害者就労支援総合施設を、平成 23 年度中の開設にむけ整備しています。

⑤重度身体障害者グループホーム・ケアホームの整備（平成 21・22・23 年度）

特定非営利活動法人のぞみが平成 23 年度に開設を予定している、身体障害者のためのグループホーム・ケアホームの整備支援をしています。

